平成十九年三月三十日

Щ 県 人 事 委

員

会

調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布す

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則.....

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則......

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則...... 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則......

П

Щ

級別職務区分表に関する告示の一部改正......

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則......

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則.......

調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則.

目

次

毎週火・金曜日発行

3月30日 (金曜日)

調整手当に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年山口県人事委員会規則第十

平成 19年

号)の一部を次のように改正する。

百分の十三

百分の十四

附則第二項の表中 百分の四 百分の七 百分の四

百分の十一 を 百分の十二 百分の六

に改める。

百分の八 百分の五

則

附則第三項中「百分の十一」を「百分の十二」に改める。

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

Ξ

... : : :五

Щ 県 人 事 委 員

会

山口県人事委員会規則第九号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

五

次のように改正する。 特地勤務手当等に関する規則(昭和四十六年山口県人事委員会規則第七号)の一部を

別表第二中 江崎警察署弥富警察官駐在所 阿東警察署嘉年警察官駐在所 萩警察署福賀警察官駐在所 萩警察署高俣警察官駐在所 を

山口県人事委員会規則第八号

調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

П

Щ

萩警察署弥富警察官駐在所 萩警察署高俣警察官駐在所

山口警察署嘉年警察官駐在所

萩警察署福賀警察官駐在所

に改める。

この規則は、 平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月三十日

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

報

Щ 県 人 事 委 員 会

山口県人事委員会規則第十号

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 特殊勤務手当の支給に関する規則 (昭和三十七年山口県人事委員会規則第二号)の一

に改め、同号八中「、診療エックス線技師」を削り、同号ホを次のように改める。 第十条第一項中「、准看護師及び看護助手」を「及び准看護師」に改める。 第十五条第一項第一号ロ中「環境保健研究センター」を「山口県環境保健センター」

警察署」に改める。 第十九条第一項第八号中「警察署」を「警察本部 (警務部留置管理課に限る。) 又は 山口県農林総合技術センター及び山口県立農業大学校に常時勤務する職員

盲学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第六号を削る 第二十条中「盲学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改め、 同条第五号中

この規則は、 平成十九年四月一日から施行する

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

県 人 事 委 員 会

Щ

山口県人事委員会規則第十一号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

ように改正する。 宿日直手当に関する規則(昭和四十五年山口県人事委員会規則第五号)の一部を次の

第二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、 第二号の次に次の一号を加え

三 総務部防災危機管理課における災害等に関する情報の収集、連絡等のための宿日 直勤務

附 則

この規則は、 平成十九年四月一日から施行する

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

Щ

県 人

事

委

員

会

平成十九年三月三十日

山口県人事委員会規則第十二号

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

号)の一部を次のように改正する。 管理職員特別勤務手当の支給に関する規則 (平成三年山口県人事委員会規則第二十四

る」に改め、同号中ホをへとし、二の次に次のように加える。 職手当支給割合が百分の十又は百分の八の」を「管理職手当区分が六種又は七種であ 千五百円」に改め、同号二中「管理職手当支給割合が百分の十四又は百分の十二の」を 当支給割合が百分の十六の」を「管理職手当区分が三種である」に、「八千円」を「八 割合が百分の二十の」を「管理職手当区分が二種である」に改め、同号八中「管理職手 当区分」に、「百分の二十五の」を「一種である」に改め、同号口中「管理職手当支給 合(以下「管理職手当支給割合」を「第二条第二項の規定による区分(以下「管理職手 「管理職手当区分が四種である」に、「六千円」を「七千円」に改め、同号ホ中「管理 第二条第一項第一号中「別表に」を「別表第一に」に改め、同号イ中「別表の支給割

第二条第一項第二号八中「八千円」を「八千五百円」に改め、同号二中「六千円」を ホ 管理職手当区分が五種である職を占める職員又は学校職員 六千円 (その他)

山

千円」を「七千円」に改める 「七千円」に改め、同項第三号八中「八千円」を「八千五百円」に改め、同号二中「六

(施行期日)

(経過措置) この規則は、 平成十九年四月一日から施行する。

2 次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を管理職員 職員又は学校職員には、改正後の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則第二条第 は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額)をいう。) に達しないこととなる 又は学校職員が受ける管理職員特別勤務手当の額と均衡を失すると認められるとき 務手当の額 (その額が施行日においてその者と同一の給料表の適用を受ける他の職員 規則第二条第一項の規定を適用した場合にその者が受けることとなる管理職員特別勤 うち、改正後の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則第二条第一項の規定を適用 第十七条の三の規定により管理職員特別勤務手当の支給を受ける職員又は学校職員の 又は一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号) 特別勤務手当として支給する。 「施行日」という。)の前日において改正前の管理職員特別勤務手当の支給に関する した場合の管理職員特別勤務手当の額が経過措置基準額 (この規則の施行の日 (以下 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)第十六条の三 項の規定を適用した場合の管理職員特別勤務手当のほか、その差額に相当する額に

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで「百分の百 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の七十五 百分の五十

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

百分の二十五

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、 人事委員会が定

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県人事委員会規則第十三号

Щ 県 人 事 委 員

会

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年山口県人事委員会規則第九号)の

種又は二種である」に改める。 二十の」を「第二条第二項の規定による区分 (以下「管理職手当区分」という。) がー 第五条の二中「別表 (以下「別表」という。) の支給割合が百分の二十五又は百分の

合が百分の二十五の」を「管理職手当区分が一種である」に改める。 管理職手当区分が一種又は二種である」に改め、同条第二項第一号中「別表の支給割 第五条の四第一項第一号中「別表の支給割合が百分の二十五又は百分の二十の」を

この規則は、平成十九年四月一日から施行する

管理職員等の範囲を定める規則の 一部を改正する規則をここに公布する

平成十九年三月三十日

Щ 県 人

事 委

員 会

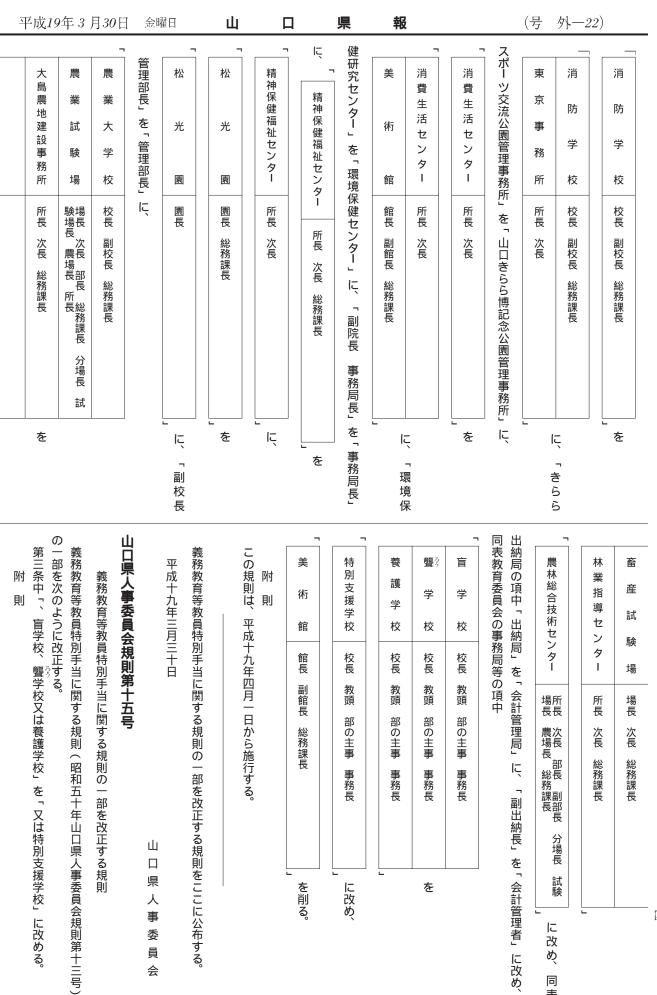
山口県人事委員会規則第十四号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 管理職員等の範囲を定める規則 (昭和四十一年山口県人事委員会規則第二十一号)

相談担当のものに限る。) 班長 財政課の調整監、主任及び主任主事 広報広聴課の広聴企画班長及び主幹 (県民 調整班長 広報広聴課の広聴企画班長及び主幹 (県民相談担当のものに限る。)」を 財政課」を「人事課、財政課及び秘書課」に、「限る。) の項中「局長 「、中山間地域づくり推進室」を「の室長及び室次長 政策企画課の政策班長及び調整 「限る。)」に、「法令班長 別表議会事務局の項中「局次長」を「局次長 国民文化祭推進室」 理事 部次長 局次長」を「理事 秘書課の主幹及び主任 財政課の主幹、主任及び主任主事」を「法令班長」に、 審議監」に改め、同表知事の事務部局 部次長」に、「秘書課、 中山間地域づくり推進室」に改 政策企画課の政策班長及び 人事課及び

東
京
事
務
所
所長
次 長
企画監
を 削り、



委 員 会 に改め、

同表

この規則は、 平成十九年四月

日から施行する。

産業教育手当の支給に関する 規則 <u>ი</u> 部 を改正する規則 をここに公 行する。

成十九年三月三十日

Щ 県 人 事 委 員

会

の

項

中

「消防防災航空センター 所長 「消防防災航空センター 所長

を

消防防災航空センター本庁室次長

所

長

口県人事委員会規則第十六号

産業教育手当の支給に関する規則の 部を改正する規則

iを次のように改正する。 産業教育手当の支給に関する規則 (昭和三十三年山口県人事委員会規則第七号) の

第四条中「百分の十」 を「 百分の五」 ビ 「百分の六」 を「百分の三」 に改める。

(施行期日)

1 この規則は、 平 成十九年四月一日から施行す

(経過措置)

2 の 月一日から平成 あるのは「百分の九」 九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間においては同条中「 ŭ 改正後の産業教育手当の支給に関する規則第四条の規定の適用につい 百分の七」 + ۲ 年三月三十一日までの間においては同条中「百分の五」 Ļ 百分の三し 「百分の三」 とあるのは「百分の四」とする。 とあるのは「百分の五」 ک ار 平成 百分の五」と ては、 十年四 とある 平成十

口県人事委員会告示第 号

Щ

ように改正し、 級別職務区分表に関する告示 (昭和六十年山口県人事委員会告示第三号) 平成十九年四月一日から施行する の 部 を次

成 十九年三月三十日

Щ 県 人 事 委 員 会

行政 職給料表級別職務区分表四 [級の項 中「 身体障害者福祉 司 を 松身 光体園障 長害 者福祉

司 に改 め 林業指導センター農業大学校部長 研修部長 及 び 「 美術館総務課長」 を削り、 同]表六級

削り、 _ きららスポー ツ交流公園管理事務所長」

を

出

次長

ľĆ

環

境保健研究センター

次長」

を「

環境保健センター

次長」

ĺĆ

育成学校

長

を

通体学型 (単一年) 通体 (単一年) 単二年 (単一年) 単二年 (単一年) 単二年 (単一年) 東京 (一年) 東京 を

きらら博記念公園管理事務所長」 ビ 消費生活センター 次長」 を 美消 術費 館生 副活 館セ 長ンター

育育 成成 学学 子校副校長」子校長 に改 め 松光園 Ę を 削 IJ 農業試験場次長 た。 長 長 興 セン

ター 所長」 を 農業大学校副校長農林総合技術センター農業技術部花き振興センター農林総合技術センター 室長農林総合技術センター 国部長農林総合技術センター 副部長

改め、

大大

島農地建設事務所次長」島農地建設事務所長 及び 林業指導センター畜産試験場次長 次長」 を削り、 所長 義務教育課分室長」

を 義務教育課分室長」学校安全管理監 に改め、 文書館長 を削り、 同表七級の項中「 総合政

局次長」 を削り、 林業指導センター農業大学校長 所長 を 農業大学校長農林総合技術センター 部長 ľĆ 局

次長」 を 審局議別監 に改め、 同表八級の項中「 出 i納局長」 を削り、 大阪事務所 長 を

合政策局長」 農林総合技術センター大阪事務所長 を「会計管理局長」 所長 に改める

に改め、

教育研修所長」

を削り、

同

表九級の項中「

総

公安職給料表級別職務区分表五級の項中「少年補導官」 組織犯罪対策官」 及び

薬企 物事犯捜査指導官業対象暴力事犯指導官 通信指令官」 を削り、 組通 織犯罪捜査指導官」信指令官 同表七級の項中「 留置管理官」 及び 対策官」 年補導

を

削り、

を

に改

め

組

織犯罪

及

流団企指国県人地

に改め、

室 の

長

に

験験験 場場場場 部企長部

Ō

を「

月

金

|千七百円 (送料共)

同

]表五級

農農農農専美

林林林林門術総総総総学館

合合合合芸課

改 め